

令和7年度 人権啓発新聞意見広告業務 業務仕様書

第1 目 的

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）の目標である、「『一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会』の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を構築すること」の達成に向けて、府民が、人権尊重の共生社会づくり(※)についての理解を深めるとともに、個別の人権問題（同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障害のある人など）や、社会情勢の変化等により顕在化している人権問題（インターネット社会における人権問題など）について知識を得ることにより、自ら学び、考え、実践していける態度を身につけることにつなげていくことを目的とする。

※人権尊重の共生社会づくり

府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成することをいう。

第2 業務の内容

1 広告の掲載時期、内容等

掲載予定日	掲載回数	掲載紙及び掲載枠	内 容 〔人権全般から時期にあったものを選定し、提案すること。〕
8月23日(土)	1回(朝刊)	京都：全15段 朝日・毎日・読売・産経：全5段	<例> 性的指向・性自認
12月4日(木)	1回(朝刊)	京都：全15段 朝日・毎日・読売・産経：全5段	<例> 人権尊重の共生社会づくり

2 業務内容等

(1) 業務内容

「人権啓発新聞意見広告」の企画、編集及び制作（編集会議の開催、記事の作成、写真・イラスト等の調達、デザイン・レイアウト、版下作成（完全データ作成まで）、ホームページ掲載用データの作成）、各新聞社への入稿。

なお、広告掲載に関する新聞社との契約は含まない（京都府において、別途新聞社と契約する。）。

(2) 成果品

- ① 新聞広告版下（掲載を行う関係各社に納入）
- ② ホームページ掲載用画像データ（JPEG及びPDF形式（各3MB以下））
- ③ 新聞広告版下を紙出力したもの（原寸大）

(3) 納期及び納入場所

上記1の掲載紙ごとに、別途京都府が指定する日時及び場所

3 業務期間

契約の日から令和7年12月20日まで

第3 留意事項

1 一般的事項

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等、及び国その他地方公共団体等がこれまでにを行った人権啓発に関する同様の広告やイベントに関する情報等は受託者において入手するほか、必要に応じ京都府から随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、京都府の指示に従うこと。

2 業務体制

- (1) 人権に関わる考え方や社会情勢等に精通し、業務期間を通じて連続して担当できるスタッフ（ディレクター、ライター及びデザイナー等）を確保するとともに、担当スタッフが欠けた場合等、不測の事態におけるバックアップ体制を整えておくこと。
- (2) 取材を行う必要がある場合は、上記(1)のスタッフ及びカメラマンが行うこと。
ただし、取材内容によっては、京都府の職員が同行することがある。
- (3) 突発的な事由等による、記事や写真、イラスト等の修正・差し替えにも迅速に対応すること。

3 業務の進め方

- (1) あらかじめ京都府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
 - (2) 業務は、上記「第2-1 広告の掲載時期、内容等」に記載の掲載時期ごとに、提案されたテーマに基づき、内容、紙面構成等を次の手順で協議・調整して進める。
 - ① 編集会議
 - ② 取材（必要な場合に実施）
 - ③ ラフ案提出
 - ④ 校正、追加取材及び取材先確認
 - ⑤ 成果品納入
- ※ それぞれの業務について、必要なスタッフの同席を要する。

4 個別事項

- (1) 編集会議
 - ① 企画段階、制作途中及び校正時の各段階において、必要に応じ編集会議を行う。
なお、編集会議には上記2(1)のスタッフを出席させること。
 - ② 編集会議においては、京都府の意向を、忠実に、また発展的に広告に反映できるよう、積極的な提案を行うこと。
- (2) 原稿作成
文字原稿を含む全ての原稿（写真、イラスト等を含む）を作成すること。ただし、寄稿文や京都府が作成するものを除く。
- (3) 編集・デザイン・レイアウト
京都府の意向を反映させるとともに、読者に「読んでみよう」と感じさせる効果と訴求力が共に高い広告となるよう、常に積極的な提案を行うこと。
- (4) 校正・確認、納品
 - ① 校正作業は、京都府が了承するまで行うものとする。
 - ② 京都府を除く取材先がある場合は、掲載記事（写真等を含む）の最終確認を行うこと。
 - ③ ホームページ掲載用データはPDFにより提出すること。

5 経費について

- 委託費には次の経費が含まれるものとする。
- ① 取材を行った場合の取材先に対する謝礼
 - ② 京都府以外に原稿執筆を依頼した場合の執筆者に対する謝礼

第4 その他

- 1 本業務に係る全ての成果品（記事、写真、イラスト、ロゴ等）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は京都府に帰属する。また、成果品は、府が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- 2 本業務仕様書に定めのない事項については、京都府と協議するものとする。